

協会けんぽ くまもとだより

事業主さまをはじめ皆さまへご回覧ください

令和8年度から協会けんぽの健診が新しくなります!

加入者様の健康の保持・増進をより一層推進するため、生活習慣病予防健診の充実を図ります。

主な変更点

- ① 人間ドック健診に対する補助を始めます。(35歳以上の方／最高**25,000円**を補助)
※協会けんぽと契約している健診機関での受診が対象です。
- ② 20・25・30歳(若年層)の方も対象となります。
若年層を対象とした生活習慣病予防健診は、胃・大腸がん検診を除いたものです。
- ③ オプション項目を追加します。
▶ 40歳以上の偶数年齢の女性は骨粗しょう症検診が受けられます。
▶ 問診の結果、50歳以上で喫煙指数が600以上の方は喀痰細胞診が受けられます。



人間ドック
健診実施機関一覧は
こちらから▲



新しい健診の
特設ページは
こちらから▲

健診の種類

検査項目が充実

基本的な検査項目

| 検査項目が充実 ← | 検査項目が充実 ← | 検査項目が充実 ← | 検査項目が充実 ← |
|---|---|---|---|
| <p>New</p> <p>人間ドック</p> <p>対象 35～74歳の被保険者</p> <p>補助 協会けんぽが最高25,000円補助します</p> <p>特徴 より詳しく体の状態を調べることができる検査項目の多い健診</p> | <p>New</p> <p>節目健診</p> <p>対象 40・45・50・55・60・65・70歳の被保険者</p> <p>自己負担額 最高8,280円</p> <p>特徴 一般健診の検査項目に詳細な検査項目を加えた健診</p> | <p>項目が追加されます!</p> <p>生活習慣病予防健診</p> <p>対象 20・25・30・35～74歳の被保険者</p> <p>自己負担額 最高5,500円</p> <p>特徴 一般的な検査にがん検診を加えた健診</p> | <p>定期健康診断(事業者健診)</p> <p>対象 全従業員</p> <p>補助 協会けんぽからの補助なし</p> <p>特徴 法律により健診の実施が義務付けられています。 ※定期健康診断については、お問い合わせは、労働基準監督署までお願いします。</p> |

事業所の皆様へ

令和8年4月頃に事業主様宛に、令和8年度の健診の案内をお送りします!

お問い合わせ先

096-240-1030 音声案内②



退職後の健康保険について

退職後の健康保険制度へのご加入は、3つの選択肢があります。毎月納める保険料等を比較のうえ、ご自身に合った健康保険をお選びください。

| | 協会けんぽの任意継続 (最長2年間) | 国民健康保険 | 家族の健康保険 (被扶養者) |
|------|---|---------------------------------------|--------------------|
| 加入要件 | <ul style="list-style-type: none"> 退職日(資格喪失日の前日)までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること 退職日の翌日(資格喪失日)から20日※1以内(必着)に資格取得申出書を提出すること ※1 土日・祝日を含む | | ご家族の勤務先にお問い合わせください |
| 手続先 | 協会けんぽ支部(お住いの都道府県支部) ▲令和6年12月2日以降、健康保険証が新たに発行されなくなりました。マイナ保険証を利用できない状況にある方は、資格確認書が必要となりますので、「資格確認書交付申請書」も併せてご提出ください。 | お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課へご相談ください | ご家族の勤務先 |
| 保険料 | 退職時点の標準報酬月額 × お住まいの都道府県支部の保険料率 (令和8年4月分からは子ども・子育て支援率(40~64歳の方は介護保険料率も)上乘せとなります。) ▲目安としては、退職時点の保険料の約2倍となります(上限あり) | 前年の所得などにより決定 退職理由によって保険料の減免制度があります | 被扶養者の負担はなし |



任意継続のお手続きはオンラインからも可能です!

電子申請は、「郵送に係る手間が必要ない」「申請後の審査状況がウェブサイトで確認できる」等のメリットがあります! ぜひご利用ください!



電子申請の利用・詳細については、電子申請特設ページをご確認ください。

お問い合わせ先

096-240-1030 音声案内①

退職時の資格確認書の取り扱いについて

【事業所担当者様へのお願い】

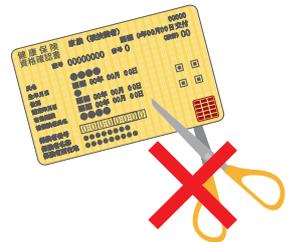
被保険者(ご本人)様のご退職された際は、**速やかに資格確認書(お持ちの方のみ)の回収**をお願いします。*2

回収した資格確認書は、ハサミ等を入れずにそのまま送付してください。

なお、退職日の翌日や扶養から外れた日以降は資格確認書は使用できません。

誤って使用した場合は、後日医療費を返還していただくことになります。

*2 有効期限の切れた資格確認書の返却は不要です。



お問い合わせ先

096-240-1030 音声案内③



全国健康保険協会 熊本支部
〒860-8502
熊本市中央区辛島町5-1
日本生命熊本ビル10階

協会けんぽ熊本支部のメルマガを登録しませんか?

右のコードから登録ページにアクセスできます。登録は無料です。



ホームページ

検索

- 各申請書がホームページからダウンロードできます。
- すべての申請書は、郵送で提出できます。

※内容については令和8年1月末時点での情報であり、制度改正等で変更になる場合がございます。

「紙」の各種申請手続きが、スマホで可能に!郵送の手間・時間・費用をかけずに済む「電子申請サービス」をぜひご利用ください!